この項	この項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前条第三項	前条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第一項	
第六条第三項	第六条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前条第二項	前条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第一項	前条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第二項	
前項	前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第一項	第五条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第二項	第五条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第三項	
第一項	第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第三項	第五条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四項	第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同条第三項	第五条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条第二項	
前項	前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三号	第三号（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条第二項	
第三号	第九条の五第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条の二第一項	この条から第九条の五まで（これらの規定を第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第五十六条の二	
第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項	第十二条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十六条の三第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十六条の六第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五十七条	
第五条第二項	第五条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項	第十二条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十六条の三第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十六条の六第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第三項、第七条第二項	第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第八条第二項	第八条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

2　船員の養育する子について、当該船員の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条	
第五条第二項	第五条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条第一項	第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
同項	同項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前号に規定する	前号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する
第四号	第四号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）